

国際交流推進業務並びに小中学校外国語指導助手（ＡＬＴ）受入支援業務及び管理業務委託公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	公告 2. 実施要領 2.	本件における「ＡＬＴ受入支援業務及びＡＬＴ管理業務」の見積限度額が、業界における相場を大きく超える高額な設定であると言えますが、この見積限度額の設定についての見解をお聞かせください。	あくまでも見積の上限額になりますので、それを下回るご提案は問題ございません。支援及び管理業務の内容は仕様書及び別紙のとおりです。
2	公告 4. 実施要領 4.	参加要件に「令和２年度以降において、当該業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績（実施中のものも含む。）を有する者。」とありますが、ＡＬＴ配置業務は該当しますでしょうか。	本業務は、「協定締結支援業務」「ＡＬＴ受入支援業務」「ＡＬＴ管理業務」の３つの柱からなっており、それぞれの業務の実績を有する必要があります。
3	実施要領 6.	今回の本契約の締結日は、結果通知の１０月２４日からわずか４日後の１０月２８日となっています。このわずか４日間で、「協定締結支援業務」「ＡＬＴ受入支援業務」「ＡＬＴ管理業務」の三つについて、本契約内容のすり合わせを行うには短期間であるため、もう少し猶予をいただくことは可能でしょうか。なお、契約において雇用に関する諸所の責任は貴市であり、雇用以外の生活支援や業務支援に関する責任は受託者側が行う形となると理解しております。	契約締結日については予定であり、必要に応じて期間の延長は可能です。 雇用以外の生活支援や業務支援に関する責任は受託者側が行うこととなります。
4	実施要領 9. (3)	④今治市完納証明書（原本）とありますが、貴市に納税義務がない場合、本証明書は提出不要という理解でよろしいでしょうか。 もしくはこれに代わる書類の提出が必要でしょうか。	今治市に納税義務がない場合、「申立書（様式第４号）」をご提出ください。ただし、実施要領 9. (3) にも記載のとおり、入札参加資格者として認定されている場合は、④～⑦の書類の提出を省略することができます。

5	実施要領 14.	(1) プレゼンテーション審査につきまして、企画提案書をもとにしたプレゼンテーション資料（パワーポイント等）の作成および使用は可能でしょうか。	可能です。
6	実施要領 16. (3)	「契約金額の 10 分の 1 に相当する額以上を契約締結前に納付してください。ただし今治市契約規則第 61 条各号のいずれかに該当する場合は免除」との記載がございますが、契約締結後において免除の条件が緩和される、もしくは協議の余地があるのかについてもご教示願います。	今治市契約規則第 61 条各号のいずれかに該当することが免除の条件であるため、条件の緩和はありません。
7	仕様書 2.	仕様書の業務の目的（公告の「1 の(2)」も同様）によると、貴市は海外都市と国際交流協定を結び、その都市から A L T（外国語指導助手）を招いて小中学校に配置すると書かれています。ということは、A L T の国籍はその都市が属する国に限られることになります。しかし、これは職業安定法第 3 条にある「国籍や人種、性別、信条、社会的身分などを理由に、職業紹介や職業指導で差別的な扱いをしてはいけない」という規定には反しないでしょうか？ また、厚生労働省が定めている「公正な採用選考の基本」についてのお考えもご教示頂きたいです。	外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍職員であるため、職業安定法第 3 条に抵触すると考えておりません。厚生労働省が定めている「公正な採用選考の基本」についても、問題ないと考えております。
8	仕様書 2.	「海外都市と国際交流協定を締結し」とありますが、実際にはそのことで助成金（補助金など名前を問わず）を受け取ることを想定していると思われます。しかし、その受給は実質的には「紹介料」と同じような性質のものであり、職業安定法の趣旨から外れるのではないかと考えられます。この点について、どのようにお考えでしょうか。	本事業は、普通交付税に算入されることを想定しておりますが、普通交付税はあくまで、国が地方公共団体の財源の偏在を調整することを目的とした地方財政調整制度ですので、紹介料と同質のものではないと考えております。

9	仕様書 4. (2) ① 仕様書 9. (3)	①この「代理のALT」は貴市の任用（雇用）ではなく、受託者が雇用しているALTという理解でよろしいでしょうか。その場合、代理のALTは学校に対して派遣される（受託者との派遣契約を別途締結する）という前提でよろしいでしょうか。 ②配置したALTについて、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、速やかに代理のALTを配置すること」とされていますが、そのような事由が発生した場合、ALTは解雇されることになるのでしょうか。もし解雇ではなく謹慎などの措置が取られる場合には、給与はどのように扱われるのでしょうか。 また、解雇後の生活や帰国のサポートについては、不法滞在を避ける観点も含めて、受託者ではなく雇用元である貴市が責任を負う、という理解でよろしいでしょうか。 ③また、同（4）受託者の都合により、上記（2）による臨時担当者および上記（3）による代理のALTを配置できない場合、年間10日を超えたその期間の委託料について、日数分を減額するものとする、とありますが、年間10日は一人のALTあたりの日数と考えてよろしいでしょうか。	・質問①について 仕様書 9. (3) に該当する場合は、当市の雇用解除となるため、仕様書 4. (2) ①、仕様書 9. (3) の代理のALTは、当市の任用となります。仕様書 9. (2) の臨時担当者については、一時的な対応であるため、受託者が派遣することとなります。 ・質問②について 当市の雇用は解除されるため、当市で対応は行いません。帰国等の手続きはALT本人が行うものと考えております。 ・質問③について お見込みのとおりです。
10	仕様書 4. (3) ③	研修にはJET-ALTも参加させることとありますが、JET-ALTへの参加案内や情報共有は教育委員会様をご担当され、弊社は当日の研修のみ対応するという認識でよろしいでしょうか。	JET-ALTへの参加案内や情報共有は当市で行います。

11	仕様書 4. (3) 仕様書 9. 仕様書 10.	管理責任については、A L T を雇用する貴市が責任を負うものと認識しています。例えば、任用された A L T が酒気帯び運転をした場合や自動車免許を更新しなかった場合です。たとえこれらの事由が A L T 本人の不注意や怠慢によるものであったとしても、その責任を受託者が負う、というお考えでしょうか。	最終の管理責任は、雇用主である当市となります。受託者は、入国前の研修や採用後の研修で、A L T が日々の業務を適正に実施することができるよう指導していただきたいと考えています。ただし、欠員が生じた場合は受託者に代理の A L T を招致していただきます。
12	仕様書 4. (3) ② (エ)	A L T 業務支援に” (エ) 就業先への巡回訪問”とありますが、一人の A L T につき年間何回程度の訪問を想定されておりますでしょうか。	各校への着任後すぐ及び学期中に 1 ～ 2 回程度の実施を想定しております。
13	仕様書 4. (3) ③	A L T の学校勤務開始後、業者による A L T への研修の実施は想定されておりますでしょうか。想定されている場合、回数と時間をご教示ください。	研修の内容は仕様書及び別紙 1 のとおりです。回数は 1 ～ 2 月に 1 回程度を想定しております。
14	仕様書 5. 仕様書 6. 仕様書 7.	新たに任用する A L T 30 名の雇用契約は 1 年間ということでしょうか。また当該 30 名の月額給与は次年度以降（契約が継続された場合）、昇給する可能性はございますか。昇給の基準など現時点でどこまで確定しているかご教示ください。	雇用契約は 1 年となります。次年度以降の昇給については未定です。
15	仕様書 10.	「受託者および貴教育委員会は、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適切な教育指導と業務命令を行う」とされています。ただ、受託者は A L T を直接雇用しているわけではないため、労働法令上の責任を負うことは難しいのではないかと考えています。よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	その他	雇用主について、本事業は今治市による直接雇用という認識でよろしいでしょうか。また、その場合、A L T への給与の支給は雇用主である今治市からの支給という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

17	その他	受入したA L Tが協定を結んだ都市から来たという証明方法についてご教示ください。	入国時に提出するパスポート等によりA L Tの必要な情報について確認をする予定です。ただし、交流相手先自治体が斡旋団体として指定している者の斡旋を受けて任用した外国籍の者は、協定を結んだ都市から来たという証明は必要ありません。
18	その他	最近、岡山県備前市で同様の業務に関して訴訟問題が発生していることを把握しております。このような状況にある事業者に、今回の業務を発注する可能性は貴市として考えられるのでしょうか。もし可能であれば、今治市民が納得できる理由や根拠をお示しいただければ幸いです。	特定業者に関する質問は、プロポーザル参加者特定につながるため、お答えできません。 参加要件を満たしていればプロポーザルに参加することができ、実施業者については、プロポーザルの審査の中で総合的な判断をします。